明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○社会生活基本調査規則の一部を改正する省令（**総務**三六）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**三八）　二
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**一）　三
○除籍が滅失した件（**法務**一七一）
○日本国に帰化を許可する件（**同**一七二）
○南部地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一四二）
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件（**同**一四三、一四四）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一三五）　四
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（**厚生労働**一三四）　四
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件（**同**一三五）　四
○農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件（**農林水産**七三七）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**七三八）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**七三九、七四〇）　五
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**七）　五
○鳴門地標航空灯台について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**三六八）　五
○福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**三六九）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**三七〇）　六
○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定した件（**同**三七一）　六
○音戸瀬戸付近海域における橋梁架設作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する件（**海上保安庁**八五）　六
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**四三）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**二二一、二二二）　八
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**九州地方整備局**八七）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　金融庁　法務省　公安調査庁　外務省　国土交通省　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
財団関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○総務省令第三十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月七日

総務大臣　片山　善博

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニを削り、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ　十歳未満の世帯員数

ハ　十歳以上の世帯員数

第六条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号に次のように加える。

ヲ　ふだんの健康状態

ワ　仕事からの年間収入

第六条第一項第三号中チ及びリを削り、トをルとし、ヘをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ　希望する一週間の就業時間

第六条第一項第三号中ホをチとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　勤務形態

ト　年次有給休暇の取得日数

第六条第一項第三号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　介護の状況

第六条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チからヲまでをヘからヌまでとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　十歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

第十条第一項中「取集する」を「取集し、並びに質問する」に改める。

第十二条第一項中「同項第二号」を「同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。